

特定有害廃棄物等の範囲、再生利用等事業者
等の認定制度等に関する検討会
とりまとめ（案）

平成29年11月
経済産業省・環境省

検討いただいた事項

1. 特定有害廃棄物等の範囲の見直しについて
 - (1) 廃電子基板等の輸入手続の簡素化に関する整理について
 - (2) 雑品スクラップのような混合物の取扱いと規制対象物の範囲に係る濃度基準について
 - (3) 輸出に係るシップバックの防止について
2. 輸出における環境上適正な管理の確保のための審査基準について
3. 輸入事業者及び再生利用等事業者の認定制度について
4. 試験分析目的での輸出入の円滑化について

検討いただいた事項

1. 特定有害廃棄物等の範囲の見直しについて
 - (1) 廃電子基板等の輸入手続の簡素化に関する整理について
 - (2) 雑品スクラップのような混合物の取扱いと規制対象物の範囲に係る濃度基準について
 - (3) 輸出に係るシップバックの防止について
2. 輸出における環境上適正な管理の確保のための審査基準について
3. 輸入事業者及び再生利用等事業者の認定制度について
4. 試験分析目的での輸出入の円滑化について

1. 特定有害廃棄物等の範囲の見直しについて

(1) 廃電子基板等の輸入手続の簡素化に関する整理について

バーゼル法見直しの方向性（合同会議報告書抜粋）

3.(3)①環境汚染リスクが低い廃電子基板等の輸入手続の簡素化

グリーンリスト対象物である廃電子基板等のように我が国における処理において環境汚染リスクが低いと考えられる特定有害廃棄物等の輸入については、これまで輸入された廃電子基板等について、環境上適正な管理が確保されてきている現状も考慮し、我が国施設の競争環境上の不利を解消し、我が国の誇る環境技術の先進性を活かしつつ円滑な資源循環を促進するため、また、開発途上国において適正処理が困難な有害廃棄物等を適正処理が可能な施設を有する我が国が処理することで世界全体の環境負荷低減につなげるため、EUの制度を参考に、「事前の通告及び同意」手続を不要とするなどの手続の見直しをすべきである。

またアンバーリスト対象物の輸入についても、同様の理由から、EU の制度を参考にしつつ、事前同意施設で処理する目的で輸入する場合には、バーゼル法に基づく外為法の輸入承認を 不要とし、最大 3 年間の包括的な同意を与えることができることとすべきである。

ただし、これらの輸入手続を緩和する際には、移動書類の携帯を義務付ける等必要最低限の措置の在り方についても慎重かつ十分に検討を行うべきである。

1. 特定有害廃棄物等の範囲の見直しについて

(1) 廃電子基板等の輸入手続の簡素化に関する整理について

検討いただいた事項

アンバーリスト対象物の輸入については、認定制度下においても引き続き移動書類の携帯が義務付けられるところ、グリーンリスト対象物の輸入手続緩和に際しての必要最低限の措置の在り方をどうするか。

検討会での主なご意見

- グリーンリスト対象物の輸入における必要最低限の措置として、トレーサビリティは確保すべき。
- 必要最低限の措置は、輸入手続の簡素化の趣旨から外れないよう留意すべき。
- トレーサビリティの確保は、国内に輸入されてから再生利用等施設に到達したことをロットで証明できるようにすべき。
- 従来の商取引で活用している伝票などによるトレーサビリティの確保を認めるべき。

対応方針（案）

規制対象から除かれる廃電子基板等のグリーンリスト対象物に関しては、先進的な環境技術を有する我が国においては、物の性状や通常の手扱い等の観点から環境汚染を引き起こすおそれは低いものの、一定の潜在的な有害性を有していることを踏まえ、輸入されたグリーンリスト対象物が回収施設で適正に処理されたことを証明できるよう、移動書類又はこれに類する書類の携行等のトレーサビリティに関する努力規定をバーゼル法の基本的事項告示等に設ける。

検討いただいた事項

1. 特定有害廃棄物等の範囲の見直しについて

- (1) 廃電子基板等の輸入手続の簡素化に関する整理について
- (2) 雑品スクラップのような混合物の取扱いと規制対象物の範囲に係る濃度基準について
- (3) 輸出に係るシップバックの防止について

2. 輸出における環境上適正な管理の確保のための審査基準について

3. 輸入事業者及び再生利用等事業者の認定制度について

4. 試験分析目的での輸出入の円滑化について

1. 特定有害廃棄物等の範囲の見直しについて

(2) 雑品スクラップのような混合物の取扱いと規制対象物の範囲に係る濃度基準について

バーゼル法見直しの方向性（合同会議報告書抜粋）

3.(2)②雑品スクラップの不適正輸出に関する懸念等を踏まえた対応

○取締り現場での迅速な規制対象物認定の実現

不適正輸出を防ぐ観点において、取締りの現場での迅速な規制対象物の認定を実現することは不可欠であり、特に、雑品スクラップのように、規制対象になりうる物(例：廃電子基板、廃電池等)と規制対象外の物（例：鉄スクラップ、プラスチック片）との混合物については、該当性の判断基準が不明確であるとの指摘があることから、現場において、混合物を含め客観的かつ短時間で規制対象物に係る該非判断が行えるよう、特定有害廃棄物等の範囲の明確化と分かりやすい該非判断基準の整備を行うべきである。

○規制対象物についての法的根拠の明確化

現在、規制対象物はサービス告示で規定されているが、バーゼル法に制定の根拠がないため、混合物を含め具体的な特定有害廃棄物等の範囲を明確な法的根拠に基づいて定めることができるようにすべきである。

1. 特定有害廃棄物等の範囲の見直しについて

(2) 雑品スクラップのような混合物の取扱いと規制対象物の範囲に係る濃度基準について

検討いただいた事項

特定有害廃棄物等の規制範囲を定める省令について、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第2条第1項第1号イに規定する物」（平成10年環境省・厚生省・通商産業省告示第1号。いわゆるサービス告示。）の規定を基本として定めることしたうえで、以下の課題についてどのように対応するか

- 近年その扱いが問題となっている雑品スクラップについては、基準が不明確なため、現場において即物的な判断が困難であることから、現場において客観的かつ短時間で規制対象物に係る該非判断が行えるよう、混合物を含めた判断基準をどのように省令に規定するか。〔検討事項1〕

検討会での主なご意見〔検討事項1〕

- 規制対象として明確にする物を省令に明記し、それらに家電リサイクル法の対象4品目と小型家電リサイクル法の対象28品目を含めることは同意。
- 規制対象として明確にする物は施行状況等に応じて柔軟に見直しを行うべき。
- 規制対象として明確にする物への指定の考え方を示すべき。
- 現場において見た目で規制対象物の該非判断をできるようにするため、家庭用と業務用を区別すべきでない。
- 火災の原因となっているとの指摘がある電池や、電気電子機器に含まれており油を含む黒モーター、分別されておらず再生利用等に適さない廃電子基板を規制対象として明確にする物に含めるべき。
- 混合物に規制対象物が含まれている場合、それを取り除くことで規制対象外にすることも想定して規制対象物の該非判断フローを作成すべき。

対応方針（案）〔検討事項1〕

- 規制対象物の中でこれまで判断が困難であったものを省令に明記し、これらを輸出又は輸入しようとする者は、原則としてバーゼル法に基づく手続を経ることが必要とする。ただし、輸出者が自ら分析等を行い、すべての物品が濃度基準以下であることを客観的に証明することができる場合には、手続を経なくとも輸出することができるものとする。
- 規制対象物として省令に明記したものを混合物の一部として含むものについては、これらを除去しない限り、混合物総体として特定有害廃棄物等に該当する旨を規定する。
- 規制対象物として省令に明記するものは、雑品スクラップに混入されることが多い、使用済家電製品（家電リサイクル法の対象4品目、小型家電リサイクル法の対象28品目）とする。これは、改正廃棄物処理法における「有害使用済機器」の範囲と同様であり、これにより廃棄物処理法との一体的な措置を図る。
- これに加え、廃棄物処理法と異なるバーゼル法の観点及び現場での迅速な判断の観点から、上記2つのリサイクル法の対象機器と同等の業務用機器、給湯器、配電盤、無停電電源装置（UPS）、冷却用コンプレッサー（黒モーター）を規制対象物として省令に明記する。
- また、電池及び廃電子基板の取り扱いについては、現行のサービス告示においても「分別されていない電池」「電気部品又は電子部品のくず」と記載されていたところであるが、これらが雑品スクラップ等の混合物の中に混入した場合についての取り扱いが必ずしも明確でなかったことから、混合物に混入した電池や廃電子基板等について、明確に規制対象となるよう、これを省令等で明確化する。
- 法の施行状況等を踏まえながら、必要に応じて適切な見直しを行う。

特定有害廃棄物等を定める省令の方向性について〔検討事項1〕

規制対象物として 明確化する物	含有する有害物	バーゼル条約上の規定 (附属書Ⅷ:規制対象物)	
給湯器	電線被覆(鉛含有)	A1180	電気部品及び電子部品の廃棄物又はそのくずで、 (略)附属書Ⅲに掲げる特性のいずれかを有する程度に附属書Ⅰの成分(例えば、カドミウム、水銀、鉛、PCB)により汚染されているもの
	鉛メッキ	A1020	次のいずれかを成分又は汚染物質として含む廃棄物(塊状の金属のものを除く。) (略) 鉛、鉛化合物
配電盤	電子部品	A1180	電気部品及び電子部品の廃棄物又はそのくずで、 (略)附属書Ⅲに掲げる特性のいずれかを有する程度に附属書Ⅰの成分(例えば、カドミウム、水銀、鉛、PCB)により汚染されているもの
無停電電源装置 (UPS)	鉛バッテリー	A1160	鉛蓄電池の廃棄物(破砕されているかいないかを問わない。)
	鉛バッテリー以外の電池	A1170	分別されていない電池の廃棄物で、(略)附属書Ⅲに掲げる特性のいずれかを有する程度に附属書Ⅰの成分(例えば、カドミウム、水銀、鉛、PCB)により汚染されているもの
冷却用コンプレッサー(黒モーター)	冷凍機油	A3040	熱交換用媒体として使用された液体の廃棄物

(参考) バーゼル法の事前相談に関する調査

雑品スクラップの輸出の実態を把握するため、バーゼル法輸出入規制事前相談書を調査し、輸出貨物の品目、件数、量を調査した結果、モーターや配電盤、給湯器を含む雑品スクラップの量が多かった。

<調査対象>

■ バーゼル法輸出入規制事前相談データ(平成28年度分)

- 「廃棄物等輸出入管理システム」に入力されているデータをベースに、必要に応じて個別の事前相談書の記載事項も参照しながら分析

メタルスクラップ×貨物量1,000トン以上の案件について

⇒メタルスクラップを「鉄スクラップ規格品等」と「その他(雑品、ミックスメタル等)」に区分して集計

⇒「その他(雑品、ミックスメタル等)」に区分した貨物内訳の記載品目別に集計(※貨物内訳は自由記述のため重複あり)

【貨物内訳欄に多い項目】

貨物内訳	件数	貨物量 (t)
モーター	511	1,704,516
配電盤	486	1,620,732
ラジエーター	474	1,581,656
ミックスメタル...	153	695,722
被覆線	126	488,266
雑品...	116	241,369
給湯器	46	103,640

〔貨物内訳 記載例〕

- ✓ ミックスメタル(銅付雑品、電線、ラジエーター、モーター、配電盤)
- ✓ 雑品(モーター、ラジエーター、配電盤、被覆電線、鉄、アルミ、銅、ステン、鉄鋼屑)
- ✓ 雑品(鉄アルミ、モーター、配電盤、給湯器、ラジエーター、被覆電線)
- ✓ 雑品(配電盤、モーター、鉄付ラジエーター、給湯器)

(参考) 給湯器に含有される有害物質について

- 環境省が行った雑品スクラップ保管ヤードの現地調査では、重機等で粗雑に解体・圧縮等された大量の給湯器を確認。
- 旧式のガス給湯器については、熱交換器の表面に鉛メッキを使用。
- ガス給湯器の電線被覆からも、バーゼル法基準値（0.1%）を超える鉛を検出。



(環境省撮影)

(参考) 配電盤に含有される有害物質について

- 配電盤は、各種の遮断器類、保護継電器、計器等が設けられている。
- 電線被覆、コネクタ等が使用されている。

雑品スクラップ保管ヤードの現地調査において確認された配電盤



(環境省撮影)

(参考) 無停電電源装置 (UPS) に含有される有害物質について

- 無停電電源装置 (UPS) は、鉛バッテリー等の電池を内蔵した機器。

UPS (外観)



UPS (内部)



鉛バッテリーを使用

(出典：富士電機株式会社HP)

雑品スクラップ保管ヤードの現地調査
において確認されたUPS



(環境省撮影)

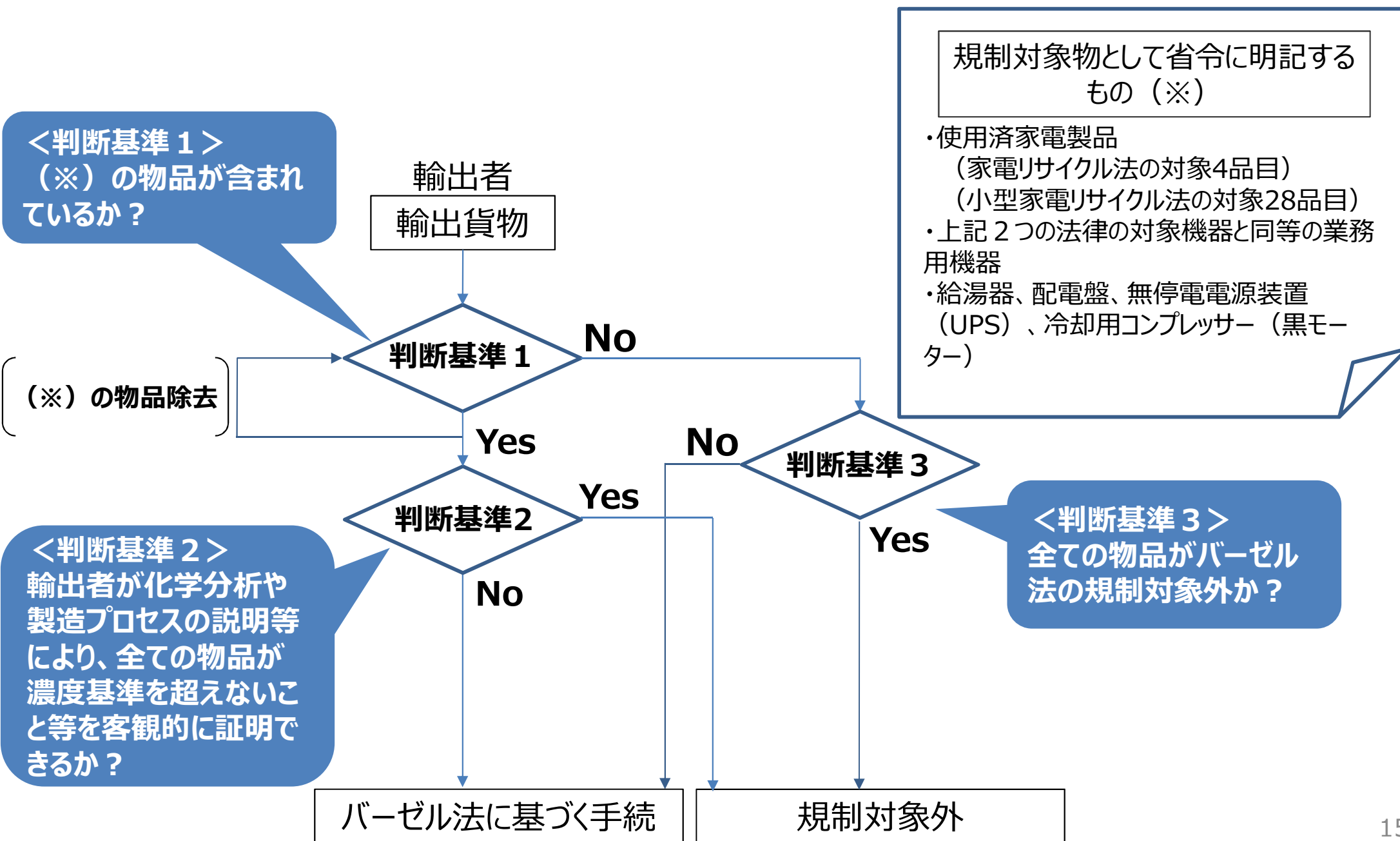
- 冷却用コンプレッサー（黒モーター）は、冷凍機油が使用されている。

雑品スクラップ保管ヤードの現地調査において確認された冷却用コンプレッサー



(環境省撮影)

混合物の取扱いと現場における迅速な該非判断に関する対応



1. 特定有害廃棄物等の範囲の見直しについて

(2) 雑品スクラップのような混合物の取扱いと規制対象物の範囲に係る濃度基準について

検討いただいた事項

特定有害廃棄物等の規制範囲を定める省令について、いわゆるサービス告示の規定を基本として定めることしたうえで、以下の課題についてどのように対応するか

- 1つの有害物質について、個々の化合物を大量に列挙し濃度基準を定める現在の方法は、実運用上において課題があることから規制対象物の範囲に係る濃度基準をどのように省令に規定するか。また、有害物質の含有量はその濃度を測ることとして「重量パーセント」を用いてきたが、その分母の考え方に明確な指針がなく、その結果濃度基準が不明確であることから、濃度測定における分母の考え方をどのように規定するか。〔検討事項2〕

検討会での主なご意見〔検討事項2〕

- 金属の場合は、有害性の基本となる物質について、個別の化合物ではなく元素で定めることは現実的で、適切。一方で、金属以外の有機化合物については、個別の物質でその有害性も異なることもあることから、更なる検討が必要。
- ダイオキシン類の中にコプラナーPCBが入っておらず、ダイオキシン類の濃度基準も他法令の基準からすると緩いものとなっているので見直すべき。
- 濃度基準を超過するか否かの判断は、化学分析だけでなく製造工程やプロセスに関する情報から証明する方法もあり得ることを想定して進めるべき。
- 成分分析については、欧州と同様のやり方として、部品毎に行うべき。一方で、規制対象物質であればこれを取り除いて残りを輸出することが考えられることから、成分分析が行われそうもない有害物質についてまで細かく決めることは、現実的ではないのではないか。

対応方針（案）〔検討事項２〕

- 規制対象に係る有害物質の含有量の濃度基準のうち鉛やヒ素等の単体が規制対象となり得る金属については、個別の化合物を列挙するのではなく有害性の基本となる物質を定めることを基本とする。また、新規の有害物質が判明した場合などに柔軟に対応できるよう、引き続き整理を行うこととする。
- ダイオキシン類について、現在の国内法令の規制の状況を踏まえ、対象物質や濃度基準等の見直しを行う。
- 濃度測定における分母を「構造的に分解可能な最小の製品単位（例：基板、モーター等）」として明確化する。

濃度基準の物質ごとの対応整理表〔検討事項 2〕

- 単体規制のある金属類（例：鉛及び鉛化合物）については、「対象物質の総体として評価」し、裾きり値は0.1%とする。
- 単体規制のない金属類（例：銅、亜鉛）、無機物質、有機物質については、従来のまま「個別物質にて評価」し、他の関係法令の規制物質の見直し状況を踏まえて物質を追加する。

別表 第3 番号	規制対象	総体 評価	個別物質 評価	別表 第3 番号	規制対象	総体 評価	個別物質 評価
17	金属カルボニル		○	31	無機シアン化合物		○
18	ベリリウム又はベリリウム化合物	○		32	pH	○	
19	六価クロム化合物		○	33	石綿	○	
20	銅化合物		○	34	有機燐化合物		○
21	亜鉛化合物		○	35	有機シアン化合物		○
22	砒素又は砒素化合物	○		36	フェノール又はフェノール化合物		○
23	セレン又はセレン化合物	○		37	エーテル		○
24	カドミウム又はカドミウム化合物	○		38	ハロゲン化された有機溶剤		○
25	アンチモン又はアンチモン化合物	○		39	有機溶剤(ハロゲン化されたものを除く)		○
26	テルル又はテルル化合物	○		40	ポリ塩化ジベンゾフラン類又は ポリ塩化ジベンゾーパラージオキ シン類		○
27	水銀又は水銀化合物	○		41	有機ハロゲン化合物		○
28	タリウム又はタリウム化合物	○					
29	鉛又は鉛化合物	○					
30	ふっ化カルシウムを除くふっ素化 化合物		○				

新（省令）	二十九 鉛又は鉛化合物を含む物であつて次に掲げるもの イ 鉛元素を○・一重量パーセント以上含む物 ロ 条約附属書ⅣのD 1からD 4まで又はR 10に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であつて次に掲げるもの (1) 固形状であつて、土壌環境基準告示別表の環境上の条件（鉛に係るものに限る。）に適合しない物 (2) 液状であつて、水質汚濁防止法施行規則第六条の二に規定する要件（鉛及びその化合物に係るものに限る。）に該当する物 ハ ロに掲げる処分作業以外の処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であつて次に掲げるもの (1) 固形状であつて、産業廃棄物判定基準令別表第三に掲げる基準（鉛又はその化合物に係るものに限る。）に適合しない物 (2) 液状であつて、排水基準令別表第一に掲げる基準（鉛及びその化合物に係るものに限る。）に適合しない物
旧（サービス告示）	二十九 鉛又は鉛化合物を含む物であつて次に掲げるもの イ 鉛、アジ化鉛、亜砒酸鉛、一酸化鉛、塩化鉛、塩基性珪酸鉛、過塩素酸鉛、クロム酸鉛、珪酸鉛、酢酸鉛、三塩基性硫酸鉛、シアナミド鉛、四アルキル鉛、シアン化鉛、四酸化三鉛、硝酸鉛、水酸化鉛、スチフニン酸鉛、ステア酸鉛、炭酸鉛、ナフテン酸鉛、鉛酸カルシウム、二塩基性亜硫酸鉛、二塩基性亜磷酸鉛、二塩基性ステアリン酸鉛、二塩基性フタル酸鉛、二酸化鉛、砒酸鉛、ふつ化鉛、ほう酸鉛、ほうふつ化鉛、ホスホン酸水素鉛、メタンスルホン酸鉛、よう化鉛、硫酸鉛又は硫酸モリブデン酸クロム酸鉛を○・一重量パーセント以上含む物 ロ イに掲げる鉛化合物以外の鉛化合物を含む物 ハ 条約附属書ⅣのD 1からD 4まで又はR 10に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であつて次に掲げるもの (1) 固形状であつて、土壌環境基準告示別表の環境上の条件（鉛に係るものに限る。）に適合しない物 (2) 液状であつて、水質汚濁防止法施行規則第六条の二に規定する要件（鉛及びその化合物に係るものに限る。）に該当する物 ニ ハに掲げる処分作業以外の処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であつて次に掲げるもの (1) 固形状であつて、産業廃棄物判定基準令別表第三に掲げる基準（鉛又はその化合物に係るものに限る。）に適合しない物 (2) 液状であつて、排水基準令別表第一に掲げる基準（鉛及びその化合物に係るものに限る。）に適合しない物

検討いただいた事項

1. 特定有害廃棄物等の範囲の見直しについて

- (1) 廃電子基板等の輸入手続の簡素化に関する整理について
- (2) 雑品スクラップのような混合物の取扱いと規制対象物の範囲に係る濃度基準について
- (3) 輸出に係るシップバックの防止について

2. 輸出における環境上適正な管理の確保のための審査基準について

3. 輸入事業者及び再生利用等事業者の認定制度について

4. 試験分析目的での輸出入の円滑化について

1. 特定有害廃棄物等の範囲の見直しについて

(3) 輸出に係るシップバックの防止について

バーゼル法見直しの方向性（合同会議報告書抜粋）

3.(2)③我が国からの輸出に係るバーゼル条約に基づくシップバック対応の円滑化

○輸出先国の国内規制に応じた適切な輸出管理

我が国から輸出された貨物が、輸出先国においてはバーゼル条約上の有害廃棄物等と解釈される場合があることから、こうした物がシップバック通報された場合には、（略）、これと同様の貨物を我が国から当該輸出先国に繰り返し輸出されることを防ぐため、輸出先国でバーゼル条約の対象物であると解釈されていることが明確になっている場合は、当該輸出先国向けのものについてはバーゼル法の規制対象物とする方策についても検討すべきである。

検討いただいた事項

バーゼル条約に基づく各国の裁量の範囲内において輸出先国で条約の対象として明確になっている有害廃棄物について、バーゼル法の規制対象とする具体的な輸出先と規制対象物をどのように規定するか。

検討会での主なご意見

- 事務局提案の方向性に賛成。一方で、「我が国へのシップバックの通報が繰り返し発生する」をどのように判断するか。まずは香港を指定して様子を見るのだろうが、シップバックの事例が複数回発生した場合には、環境省令で迅速に対応すべき。
- 他国シップバックを求められたら輸出者が引き取るというバーゼル条約の根本を踏まえれば、我が国から輸出する際に、輸出者に対してシップバックのための資力保証を求めるなどの体制を考えるのが現実的ではないか。

1. 特定有害廃棄物等の範囲の見直しについて

(3) 輸出に係るシップバックの防止について

対応方針（案）

- 本規定は、我が国が規定している条約上の有害廃棄物と輸出先国が規定する有害廃棄物が一致せず、シップバックになる場合について、必要に応じて、環境省令で定めるべきもの。
- 輸出先国において条約上の有害廃棄物とされている物を環境省令で定めることとするが、全ての輸出先国について確認することは困難であることから、以下の3つの条件に合致するものについて、環境省令で定める。
 - ① 我が国へのシップバックの通報が繰り返し発生するなど、国際的な問題に発展する可能性があること。
 - ② 我が国と輸出先国が規定する有害廃棄物の定義が一致していないなど、我が国よりも輸出先国の規定がより厳しい規定となっていること。
 - ③ 輸出先国の規定が明確であること
- 上記の方向性に従い、香港に輸出される電気電子機器（モニター等）について規定することとし、その他の国については今後必要性が生じた際に、随時検討する。

検討いただいた事項

1. 特定有害廃棄物等の範囲の見直しについて
 - (1) 廃電子基板等の輸入手続の簡素化に関する整理について
 - (2) 雑品スクラップのような混合物の取扱いと規制対象物の範囲に係る濃度基準について
 - (3) 輸出に係るシップバックの防止について
2. 輸出における環境上適正な管理の確保のための審査基準について
3. 輸入事業者及び再生利用等事業者の認定制度について
4. 試験分析目的での輸出入の円滑化について

2. 輸出における環境上適正な管理の確保のための審査基準について

バーゼル法見直しの方向性（合同会議報告書抜粋）

3.(2)①使用済鉛蓄電池の輸出増大等を踏まえた輸出先での環境上適正な管理の確保

○OECD加盟国向け輸出に関する環境上適正な管理の確保の審査

EUでは、EU域外の全ての国・地域を仕向地とする有害廃棄物等の輸出について環境上適正な管理を求めていることや、我が国から大量の使用済鉛蓄電池が輸出されていた韓国において不適正処理が発覚したことを踏まえると、我が国からの特定有害廃棄物等の輸出について、輸出先国がOECD加盟国である場合にも、OECD加盟国と非加盟国との違いを考慮に入れつつ、輸出先の処理施設の環境汚染防止措置の状況等に不適正処理が疑われるような場合には、環境上適正な管理が確保されているかどうかを審査することができるようにすべきである。

○輸出に関する環境上適正な管理の審査基準の整備等

現在、環境大臣の輸出先の環境汚染防止措置の審査基準が明確化されていないことに加え、今般の韓国における不適正処理事案など輸出先における環境上適正な管理の確保についてよりの確な審査を行うことが必要となっていることも踏まえ、輸出先での環境上適正な管理方法などに関する環境大臣の審査基準を明確化すべきである。

また、輸出承認の審査に当たって、輸出者が特定有害廃棄物等の輸出に関して確実に環境上適正な管理（シップバックの対応を含む。）を行うことができる者であるかどうかを評価するため、EU等の例も参考に、輸出者に対して当該輸出に係る資力の保証に関する書類の提出を求めるべきである。

2. 輸出における環境上適正な管理の確保のための審査基準について [検討事項 1]

検討いただいた事項

輸出先での環境汚染防止措置に関する環境大臣の確認基準を具体的にどのように規定するか。
[検討事項 1]

検討会での主なご意見

- 回収・再生した後の残さ処理についても環境大臣の確認事項に含めるべき。

対応方針（案） [検討事項 1]

- 審査基準の明確化に際しては、運搬者及び処分者が相手国内の法令を適正に遵守していることをまず大前提とする。
- 運搬者及び処分者が特定有害廃棄物等の処分を環境の汚染を防止する上で適正に完遂することができる経理的な基礎を有していることを確認する。
- 現行の基本的事項告示において、我が国において環境の保全上の観点から求められる水準を下回らない方法で運搬及び処分されることが確実であると認められることを審査の基本的な考え方とされているところであり、この考え方を踏襲する。
- 廃棄物処理法においても、輸出に係る廃棄物が我が国における廃棄物処理における処理基準を下回らない方法により処理されることが確実であると認められることという基準のもとに審査基準が定められており、輸出先国での不適正な処理を防ぐと言う観点では同様であることから、これらと整合性をもった基準とする。

輸出先での環境汚染防止措置の確認基準（案） [検討事項 1]

確認基準及び提出書類等のイメージ

確認基準	詳細な判断基準	提出書類
運搬者及び処分者が輸出先国の環境法令を適正に順守していること。	● 運搬者及び処分者が特定有害廃棄物等の運搬又は処分を行うに際して輸出先国で必要な許可等を受けていること。	● 運搬者及び処分者の輸出先国での必要な許可等を証する書類
	● 運搬者及び処分者が輸出先国の環境関連法令に関する違反又は他の法令の重大な違反がないこと。 ● 過去にこれらの法令違反がある場合は、罰金・禁固刑等の処分が終了してから5年以上が経過していること。	● 左記に該当する法令違反を行っていないことを、運搬者及び処分者が宣誓した書類
運搬者及び処分者が輸出される特定有害廃棄物等の運搬、処分を環境の汚染を防止する上で適正に実施するために必要な経理的基礎を有すること。	● 特定有害廃棄物等の処分を行う施設が、特定有害廃棄物等の性状及び量に応じて環境の汚染を防止する上で適正に処分を行うために必要な経理的基礎を有していること。	● 運搬者及び処分者の資本金、売上高に関する書類
特定有害廃棄物等の運搬及び処分が我が国において環境の保全上の観点から求められる水準を下回らないこと。	● 特定有害廃棄物等の運搬及び処分の一連の過程において必要な飛散流出防止対策がなされていること。 ● 特定有害廃棄物等の運搬及び処分の一連の過程において、環境の保全上問題となる程度に騒音、振動、悪臭を発生しないこと。 ● 処分を行う施設の処理能力が、輸出される特定有害廃棄物等の量に対して、十分な能力を有していること。 ● 処分を行う施設が、輸出される特定有害廃棄物等の処分を行うに際し、我が国において求められる環境の保全上の観点から求められる水準に適合するために必要な構造等を有していること。	● 特定有害廃棄物等の発生工程及び性状がわかる資料 ● 特定有害廃棄物等の運搬及び処分に関して遵守すべき輸出先国の法令の内容がわかる書類 ● 処分を行う施設の種類、構造、設置場所、施設周辺の状況、処分能力、処分方式、処分工程図、年間処理計画過去の実績がわかる書類 ● 処理施設が我が国において求められる環境の保全上の観点から求められる水準に適合することを確認するために必要な書類
バーゼル条約第4条2(e)に基づき締約国会議において決定される環境の保全上の基準を下回らないこと。	● 運搬及び処分が、バーゼル条約第4条2(e)に基づき締約国会議において決定される環境の保全上の基準に適合すると認められること。	● 運搬及び処分が、バーゼル条約第4条2(e)に基づき締約国会議において決定される環境の保全上の基準に適合すると確認するために必要な書類
特定有害廃棄物等の運搬及び処分の処分に伴い生じる排ガス、排水及び残さの処理が我が国において環境の保全上の観点から求められる水準に適合すること。	● 排ガス、排水及び残さの処理が、我が国において求められる水準と同等以上の水準で行われると認められること	● 大気汚染防止、水質汚濁防止及び残さの処理に関して遵守すべき輸出先国の法令の内容がわかる書類 ● 処分施設における排ガス、排水及び残さ中の有害物質濃度等のデータ ● 環境上適正に排ガス、排水及び残さの処理を行う設備の構造、処理方法、処理能力がわかる資料
その他輸出先国の環境の保全上の観点から必要な措置がとられていること。	● その他輸出先国の環境の保全上の観点から必要な措置がとられていると認められること。	● その他輸出先国の環境の保全上の観点から必要な措置がとられていることがわかる書類

※上記内容の確認においては、必要に応じて相手国政府の確認を求めることとする

また、廃棄物処理法における審査と二重手続の解消をはかるため、廃棄物処理法に基づく確認を経ている場合には、上記書類の提出を不要とする（廃棄物処理法の輸出確認の基準も必要な改正を検討する）。

2. 輸出における環境上適正な管理の確保のための審査基準について〔検討事項2〕

検討いただいた事項

輸出に係る資力の保証に関し、現行制度においても、輸出者が経理的な能力を有していることに関する書類の提出を求めているが、実際に問題が起きた際に必要となる資力（金額）の考え方等が示されていないことから、これらを具体的にどのように規定するか。〔検討事項2〕

検討会での主なご意見

➤ 特になし。

対応方針（案）〔検討事項2〕

➤ 特定有害廃棄物等の輸出に際して、再輸入の義務等が生じた場合に、輸出者が貨物を我が国に引き取ることができることを担保するため、EUにおいては、廃棄物運搬規則第6条に基づき、有害廃棄物の輸出に際し、当該有害廃棄物の運搬及び処分、90日分の保管に係る費用を補填する資力保証又はこれに相当する保険が要求されていること、具体的な金額の算定方法は、概ね運搬及び処分、保管に必要な費用の和に安全係数を掛け合わせる考え方が一般的であることを参考に、必要な費用が輸出者において確保されていることを、銀行保証、保険又はその他の書類により確認する。

見直し後の輸出承認基準及び提出書類のイメージ

輸出承認基準	提出書類
申請者が特定有害廃棄物等の再輸入又は代替措置を確実に実施する経理的能力を有していること。	申請者が特定有害廃棄物等の再輸入又は代替措置を確実に実施する経理的能力を有することを証する次の書類 各 1 通 - i 資金調達方法、貸借対照表、損益計算書 - ii 次の計算式で算出される費用に関する見積もり等を示す書類 【計算式】（次ページ） - iii 上記 ii に示される費用を支払うことができることを証する銀行保証、保険又はその他の書類
輸入国又は条約の締約国である通過国が特定有害廃棄物等の輸入又は運搬について保険、供託金若しくはその他の保証を義務付けている場合には必要な措置を講じていること。	輸入国又は条約の締約国である通過国が特定有害廃棄物等の輸入又は運搬について保険、供託金若しくはその他の保証を義務付けている場合には、当該措置を講じたことを証明する書類 各 1 通

次の式で算出される費用が輸出者において確保されていることを確認する。

$$F G = (C_T + C_{RD} + C_S) * Q * F$$

FG：資力保証の金額

C_T ：運搬単価（輸出先国から我が国への1 t 当たりの運搬費用）

C_{RD} ：処分単価（我が国処分施設での1 t 当たりの処分費用）

C_S ：保管単価（輸出先港又は輸出先処分施設での1 t 当たりの90日分保管費用）

Q：輸出特定有害廃棄物等の量〔t〕

F：安全係数（=1.2）

（※1）処分単価がマイナス（有価物）の場合は、0円として計算する。

（※2）上記の運搬、処分及び保管に係る単価については、輸出者が見積書を示し、その算出根拠を示すこととする。

検討いただいた事項

1. 特定有害廃棄物等の範囲の見直しについて
 - (1) 廃電子基板等の輸入手続の簡素化に関する整理について
 - (2) 雑品スクラップのような混合物の取扱いと規制対象物の範囲に係る濃度基準について
 - (3) 輸出に係るシップバックの防止について
2. 輸出における環境上適正な管理の確保のための審査基準について
3. 輸入事業者及び再生利用等事業者の認定制度について
4. 試験分析目的での輸出入の円滑化について

3. 輸入事業者及び再生利用等事業者の事業者の認定制度について

バーゼル法見直しの方向性（合同会議報告書抜粋）

3.(3)①環境汚染リスクが低い廃電子基板等の輸入手続の簡素化

アンバーリスト対象物の輸入についても、同様の理由から、EUの制度を参考にしつつ、事前同意施設で処理する目的で輸入する場合には、バーゼル法に基づく外為法の輸入承認を不要とし、最大3年間の包括的な同意を与えることができることとすべきである。

検討いただいた事項

輸入事業者及び再生利用等事業者の具体的な認定基準をどのように規定するか。

検討会での主なご意見

- 再生利用等事業者の認定基準において確認する「知識・技能」は、再生利用等の技術、知識・技能であることを明確にすべき。
- 保管場所の基準として求める「ネズミ生息、蚊、はえその他の害虫が発生しないような措置」は、認定対象となるアンバーリスト対象物の中で想定される貨物に照らせば、必要ないのではないか。
- 「再生利用等に係る技術上の基準に適合すること」については、実績を確認することが最も重要。

3. 輸入事業者及び再生利用等事業者の事業者の認定制度について

対応方針（案）

- 認定制度における輸入が外為法の輸入承認を受ける義務の対象外となることを踏まえ、国内での特定有害廃棄物等の運搬及び再生利用等が、人の健康の保護及び生活環境の保全上支障なく実施されることを認定制度の基準において確保することを基本とする。
- EUにおける事前同意施設では、国内における環境法令における基準や許可を参考に認定されているケースが多いところ、我が国では廃棄物の運搬及び再生利用等に関して、その適正な取扱いにより生活環境の保全等を図る観点から、廃棄物処理法により規制がなされていることを踏まえ、廃棄物処理法の規定を参考とした基準としつつ、特定有害廃棄物等の性状に応じて環境保全上必要な設備を有する又は措置をとることも規定する。
- 再生利用等目的輸入事業者が適切に特定有害廃棄物等の輸入を実施しているかどうか確認するという観点から、毎年の定期報告を義務付ける。

再生利用等目的輸入事業者・再生利用等事業者の認定の範囲

以下の点に留意しつつ、認定の範囲は下図のとおりとする。

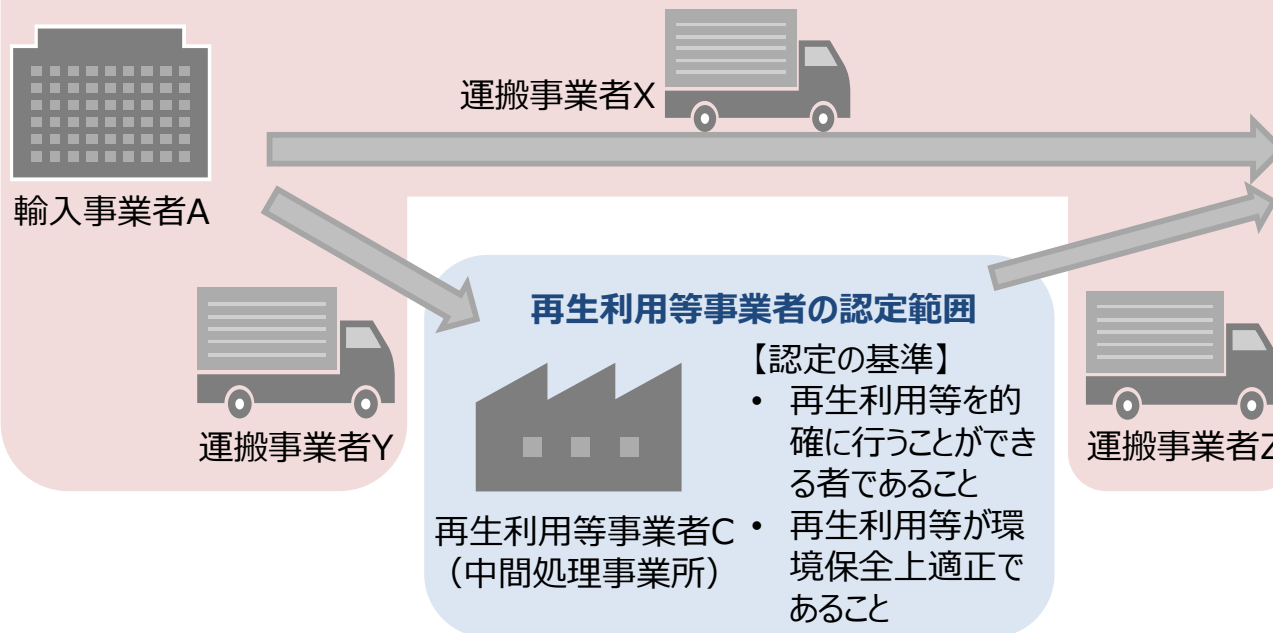
- 運搬が環境保全上適正に行われることを確認する必要があることから、認定を受けようとする輸入事業者自らが運搬を行わない場合にあつては、運搬事業者も輸入事業者認定に係る審査の対象とする。
- 主要な再生利用等を行う前に破砕等の中間処理を行う場合は、当該中間処理事業者も再生利用等事業者として認定を受けていなければならない。

認定範囲のイメージ

再生利用等目的輸入事業者の認定範囲

【認定の基準】

- ・ 認定を受けた再生利用等事業者に向けた輸入であること
- ・ 輸入を的確に行うことができる者であること
- ・ 運搬が環境保全上適正であること



再生利用等事業者の認定範囲

【認定の基準】

- ・ 再生利用等を的確に行うことができる者であること
- ・ 再生利用等が環境保全上適正であること



再生利用等目的輸入事業者の認定基準と提出書類（案）

認定基準及び提出書類のイメージ

認定の要件 (法第14条第1項)	認定基準（案）	提出書類（案）
第1号 当該輸入の目的が、次条第1項の認定を受けた者が行う当該認定に係る再生利用等であること。	輸入の目的が、認定再生利用等事業者が行う当該認定に係る再生利用等であること。	再生利用等事業者の認定証の写し
第2号 当該輸入を行おうとする者が、当該輸入を的確に行うことができる者として <u>経済産業省令、環境省令で定める基準に適合する者</u> であること。	- 特定有害廃棄物等の輸入を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。 - 特定有害廃棄物等の輸入を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。 - 社会的に適正な者であること。	- 過去3年間に特定有害廃棄物等を輸入した実績、又はこれに相当する書類 - 財務諸表等の経理的基礎に関する書類 - 社会的適正に関する書類
第3号 当該輸入及び次条第1項の認定に係る施設への運搬が、人の健康の保護及び生活環境の保全上支障のないものとして <u>経済産業省令、環境省令で定める基準に適合すること</u> 。	運搬に係る技術上の基準に適合すること 【運搬の基準】（次ページ）	（輸入者自ら運搬を行う場合） - 運搬に係る技術上の基準に適合することを確認するために必要な書類（※） （輸入者自ら運搬を行わない場合） - 運搬者のリスト - 運搬に係る技術上の基準に適合することを確認するために必要な書類（※）
	国内諸法令の許可を受けていること。	（該当する場合）国内諸法令の許可証明書 （該当する場合）廃掃法による環境大臣の輸入許可書

※ ただし、認定に係る運搬の基準は、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可基準に内包されるものであるため、事業者への負担が過度なものとならないよう配慮することから、当該許可を有する者については許可証の写しを提出することをもって確認する。

再生利用等目的輸入事業者の基準のイメージ（案）

①「輸入を的確に行うことができる者」の基準のイメージ

項目	基準のイメージ
能力・適正	知識・技能を有すること
	経理的基礎を有すること
	社会的に適正な者であること（環境関連法令に関する違反又は他の法令の重大な違反がないこと。過去にこれらの法令違反がある場合は、罰金・禁固刑等の処分が終了してから5年以上が経過していること。その他、不正行為をするおそれがないこと 等）

②「人の健康の保護及び生活環境保全上支障のない運搬」の基準のイメージ

項目	基準のイメージ
運搬	特定有害廃棄物等が飛散、流出しない措置をとること
	特定有害廃棄物等の運搬に伴う騒音、振動、悪臭の生活環境保全上の支障がない措置をとること
	運搬のため施設を設置する場合は生活環境の保全上支障が生じない措置をとること
	運搬車、容器等は特定有害廃棄物等が飛散、流出、悪臭漏洩がないものであること
	その他特定有害廃棄物等の性状等に応じ、環境保全上必要な措置をとること
保管	保管場所の周囲に囲い（構造上安全であるもの）が設けられていること
	保管場所から特定有害廃棄物等が飛散、流出、地下浸透、悪臭発散しないような措置をとること。
	その他特定有害廃棄物等の性状等に応じ、環境保全上必要な措置をとること

再生利用等事業者の認定基準と提出書類（案）

認定基準及び提出書類のイメージ

認定の要件 (法第15条第1項)	認定基準（案）	提出書類（案）（※）
第1号 当該再生利用等を行おうとする者が、当該再生利用等を的確に行うことができる者として <u>経済産業省令、環境省令で定める基準</u> に適合する者であること。	- 特定有害廃棄物等の再生利用等を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。 - 特定有害廃棄物等の再生利用等を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。 - 自ら再生利用等を行う者であること - 社会的に適正な者であること。	- 過去3年間に特定有害廃棄物等の再生利用等を行った実績、又はこれに相当する書類 - 財務諸表等の経理的基礎に関する書類 - 社会的適正に関する書類
第2号 当該再生利用等を行おうとする者が設置し、又は設置しようとする当該再生利用等を行おうとする施設及び当該施設における再生利用等が、人の健康の保護及び生活環境の保全上支障のないものとして <u>経済産業省令、環境省令で定める基準</u> に適合すること。	- 再生利用等に係る技術上の基準に適合すること。 【再生利用等の基準】（次ページ） - 国内諸法令の許可を受けていること。	再生利用等に係る技術上の基準に適合することを確認するために必要な書類 （該当する場合）国内諸法令の許可証明書

※ 再生利用等事業者の認定基準は、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処分施設の許可基準と相当程度重なるものであることから、事業者への負担が過度なものとならないよう配慮するため、再生利用等を行う特定有害廃棄物等と同等の品目の廃棄物に係る当該許可を有する者については、許可を取得する際に許可権者に提出したものと同一書類及び許可証の写しの提出を求めることとし、運用上手続きの簡素化をはかる。

再生利用等事業者の基準のイメージ（案）

①「再生利用等を的確に行うことができる者」の基準のイメージ

項目	基準のイメージ
能力・適正	再生利用等に関する知識・技能を有すること
	経理的基礎を有すること
	自ら再生利用等を行う者であること
	社会的に適正な者であること（環境関連法令に関する違反又は他の法令の重大な違反がないこと。過去にこれらの法令違反がある場合は、罰金・禁固刑等の処分が終了してから5年以上が経過していること。その他、不正行為をするおそれがないこと 等）

②「人の健康の保護及び生活環境保全上支障のない再生利用等」の基準のイメージ

項目	基準のイメージ
施設	構造耐力上安全であること
	再生利用等に伴い生ずる排ガス及び排水、使用する薬剤等による腐食を防止する措置をとること
	特定有害廃棄物等の飛散、流出、悪臭発散を防止するための構造又は設備を設けること
	再生利用等に伴い生ずる排ガス、排水、残さを生活環境保全上支障なく処理することができること
	特定有害廃棄物等の受入設備及び貯留設備が、処理能力に応じ十分な容量を有すること
	その他、特定有害廃棄物等の性状等に応じ、環境保全上必要な設備を有する又は措置をとること
保管	保管場所に周囲に囲いが設けられていること
	保管場所から特定有害廃棄物等が飛散、流出、地下浸透、悪臭発散しないような措置をとること
	その他特定有害廃棄物等の性状等に応じ、環境保全上必要な措置をとること

再生利用等目的輸入事業者は、以下の書類を提出することとする。

- ① 認定時に提出した書類のうち、定期報告を行う日までの間で、変更があったもの。
- ② 一年間に輸入した特定有害廃棄物等の種類
- ③ 一年間に輸入した特定有害廃棄物等の量
- ④ 一年間に輸入した特定有害廃棄物等の輸入先国
- ⑤ 一年間に輸入した特定有害廃棄物等の移動書類の写し

※ ②～⑤については、特定有害廃棄物等を運搬した、再生利用等事業者ごとに整理して報告する。

再生利用等事業者は、以下の書類を提出することとする。

- ① 認定時に提出した書類のうち、定期報告を行う日までの間で、変更があったもの。
- ② 一年間に処理した特定有害廃棄物等の種類
- ③ 一年間に処理した特定有害廃棄物等の量
- ④ 一年間に処理した特定有害廃棄物等の受領通知書、処分完了通知書、移動書類の写し

※ 1 ②～④については、特定有害廃棄物等の施設への運搬を実施した、再生利用等目的輸入事業者ごとに整理して報告する。

※ 2 ②③について、中間処理を行う再生利用等事業者にあっては、別の再生利用等事業者に向けて搬出した特定有害廃棄物等に関しても報告する。

検討いただいた事項

1. 特定有害廃棄物等の範囲の見直しについて
 - (1) 廃電子基板等の輸入手続の簡素化に関する整理について
 - (2) 雑品スクラップのような混合物の取扱いと規制対象物の範囲に係る濃度基準について
 - (3) 輸出に係るシップバックの防止について
2. 輸出における環境上適正な管理の確保のための審査基準について
3. 輸入事業者及び再生利用等事業者の認定制度について
4. 試験分析目的での輸出入の円滑化について

4. 試験分析目的での輸出入の円滑化について

バーゼル法見直しの方向性（合同会議報告書抜粋）

3.(4)①処理技術の進展等を図るための試験分析目的での輸出入の円滑化

試験分析を目的として少量の特定有害廃棄物等の輸入を行う場合については、試験分析を行うことで処理における技術的留意点や経済性等を事前に確認できること、試験分析を通じた廃棄物処理及びリサイクルの技術の進展が期待されることから、OECD決定及びEUの制度を踏まえ、我が国においても、バーゼル法に基づく外為法の輸入承認手続を簡素化すべきである。

また、同様の理由から、試験分析を目的として輸出を行う場合についても、原則的には通常の手続よりも簡易に輸出を行うことができるようにすべきであるが、輸出先国によって制度が異なること、適切な環境管理がなされることが確実とはいえない場合も考えられることを踏まえ、当該制度が抜け穴にならないよう留意すべきである。

検討いただいた事項

試験分析目的で輸出入を行う場合の輸出入承認基準について、これが抜け穴にならないよう留意しつつ、具体的にどのように基準を規定するか。

4. 試験分析目的での輸出入の円滑化について

検討会での主なご意見

(検討会終了後に追記)

対応方針 (案)

(要検討)